

久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市英語検定受験料補助金交付要綱（平成31年久喜市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「中学校第3学年」を「中学校第2学年及び第3学年」に改める。

第4条第1項中「4,600円」を「5,000円」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

英語検定受験料補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者・請求者（保護者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

久喜市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により久喜市英語検定受験料補助金の交付を次のとおり申請します。

また、交付が決定された場合は、次の金額を交付されるよう請求します。

受験生徒	フリガナ 氏 名	
	住 所	
	学校名・学年・学級	中学校 年 組
受験級（受験日）	級（ 年 月 日 受験）	
申請額・請求額	円	

振込先（申請者・請求者と同一の名義人の振込先としてください。）

金融機関	銀 行・信用金庫 組 合・農 協	本店・支店 出張所
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号
口座名義人 (カタカナ)		

（注意事項）

- 1 補助金の対象となるのは、実用英語技能検定の受験における検定料となります。
- 2 補助金の交付の対象となるのは、中学校第2学年及び第3学年の生徒になります。
- 3 裏面に検定料の領収書の写しを添付してください。市内中学校会場で受験した場合は、検定料等がわかる書類が学校から提出されますので、添付の必要はありません。
- 4 補助金の交付申請は、1回限りです。可否にかかわらず申請できます。
- 5 補助金の申請は、最終受験日（一次試験又は二次試験）から2週間以内に行ってください。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。